

名称

【日吉津村】新規創業支援事業

施策概要

特定創業支援事業を修了し、村内で新たに創業する者を支援することにより、地域の商工振興を図ることを目的とした制度です。

- 補助率
補助対象経費の1/2以内
- 補助上限額
50万円
- 補助対象経費
 - ・事業所等の開設に係る経費
 - ・設備等の購入費
 - ・創業に伴う広告宣伝費

問合せ先

日吉津村役場 総合政策課
TEL:0859-27-5954

詳しくはこちら

<https://www.hiezu.jp/list/sougouseisaku/g180/c278/>

名称

【日吉津村】日吉津村小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

小規模事業者経営改善資金(マル経資金)を借り受けた小規模事業者(借受人)の負担軽減及び経営安定を図るため利子の一部を助成する制度です。

○補助率

借受人が公庫に納付した利子額の2分の1に相当する額(円未満の端数は切り捨て)
(元本返済の遅延に係る利子は対象としない)

○対象期間

当該融資の償還が開始された日の属する月(利子補給開始月)の初日から起算して36月を限度とする。

○補助金の算定期間

① 利子補給開始月の属する年

利子補給開始月から当該利子補給開始月の属する年の12月まで

② 利子補給開始月から起算して36月後に当たる月の属する年

利子補給開始月から起算して36月後に当たる月の属する年の1月から当該利子補給開始月から起算して36月後に当たる月まで

③ ①及び②以外の年

1月から12月まで

問合せ先

日吉津村役場 総合政策課
TEL:0859-27-5954

詳しくはこちら

<https://www.hiezu.jp/list/sougouseisaku/g180/q932/>

名称

【大山町】 大山町空き施設活用創業等支援事業補助金

施策概要

大山町内の空き施設を改修して創業又は新規事業を開始し、空き施設の解消、地域の賑わいづくり及び雇用機会を創出する事業を行う者に対して支援することにより、商工業の活性化、地域コミュニティの再生を図る。

(補助率)
対象経費の2分の1

(補助金額)
上限500万円

(補助対象経費)
・事業開始に必要な費用
施設改修費、設備導入費・備品購入費、広告宣伝費、FS調査費、
商品開発費、技術指導費、外注費、研修費、知的財産権等関連経費

- ①事前協議書類の提出後内容の審査を行い、承諾の可否を決定します。
- ②①の承諾を受けた者のみ申請書類を提出できます。書類の提出後、大山町空き施設活用創業等支援事業審査会にて審査を行い、採択事業を決定します。
- ③補助金の交付を受けた翌年度から5年間、毎年度1回事業の状況を報告する義務があります。
- ④5年以内に補助事業を受けて始めた事業の廃止等をした場合は補助金の返還を求める場合があります。

問合せ先

大山町 企画課
TEL:0859-54-5202
FAX:0859-54-5216

詳しくはこちら

<https://www.daisen.jp/>

名称

【南部町】南部町ビジネスチャレンジ応援補助金

施策概要

南部町の産業の活性化を図るため、南部町内で起業、新分野参入、新商品開発をしようとする方を支援するための補助金です。

補助金の概要は次のとおりです。

支援する内容	補助率	補助上限及び下限
起業支援	1/2	上限額50万円 下限額 5万円
新分野参入支援 新商品開発支援		上限額50万円 下限額 5万円

問合せ先

南部町 企画政策課
TEL:0859-66-3113
FAX:0859-66-4426

詳しくはこちら

<http://www.town.nanbu.tottori.jp/>

名称

【南部町】南部町小規模事業者経営改善資金融資利子補給金

施策概要

南部町商工会からの推薦を受け、株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金(マル経)の融資の実行を受けた小規模事業者の当該融資に係る利子に対し、予算の範囲内において、その一部を補給金として交付することにより南部町内の事業者の負担軽減及び経営安定を図るものです。

交付対象期間は、原則として当該融資の償還が開始された日の属する月の初日から起算して36月を限度とし、当該融資に係る支払った利子(当初の借入れから3年以内の借り換えについてはこれを除く。)の合計額の3分の1に相当する額を交付する。ただし、当該融資の元本の返済の遅延に伴って生じた利子の増額分は対象としない。

問合せ先

南部町 企画政策課
TEL:0859-66-3113
FAX:0859-66-4426

詳しくはこちら

<http://www.town.nanbu.tottori.jp/>

名称

【南部町】南部町工場設置奨励条例

施策概要

南部町内に工場又は事業場の設置をする者に対し、奨励金の交付又はその他の援助を行います。

交付期間

新たに固定資産税を課することとなった年度から3箇年を限度として交付する。(ただし、町長が必要があると認めるときは、交付期間を短縮し、又は延長することがあります。)

交付金額

当該工場の納付する固定資産税額を限度とし、その工場の経営状況をしん酌し、予算の範囲内において町長が定める。

問合せ先

南部町 企画政策課
TEL:0859-66-3113
FAX:0859-66-4426

詳しくはこちら

<http://www.town.nanbu.tottori.jp/>

名称

【南部町】南部町地域経済変動対策資金利子補助金

施策概要

経済変動事象を対象とした融資を受けた者の対象融資に係る利子負担の軽減を図り、対象者の資金繰り環境の円滑化を図る。

上期及び下期に補助対象者が支払った対象融資の借入金に対する利子に相当する額に対して、補助率10/10で補助を行う。

【対象融資】

- ・令和元年度国際経済変動(新型コロナウイルス感染症の影響に係るものに限る)
- ・令和4年度燃油及び原材料価格の高騰・円安

問合せ先

南部町 企画政策課
TEL:0859-66-3113 FAX:0859-66-4426

詳しくはこちら

<http://www.town.nanbu.tottori.jp/>

名称

【南部町】南部町新型コロナウイルス感染症対策資金 利子補助金

施策概要

新型コロナウイルス感染症の影響に係るものを対象とした融資を行う金融機関に対し補助することで、南部町内の中小企業者等の利子負担を軽減し、経済変動事象により影響を受けた者の資金繰り環境の円滑化を図る。

対象融資の融資実行日及び各約定償還日において、融資利率を年0.7パーセントとした場合の利子に相当する額について補助を行う。

問合せ先

南部町 企画政策課
TEL:0859-66-3113
FAX:0859-66-4426

詳しくはこちら

<http://www.town.nanbu.tottori.jp/>

名称

【伯耆町】伯耆町企業等立地促進奨励金

施策概要

伯耆町内において、工場等の新設及び増設を行う企業に対して、固定資産税の免除、立地奨励金、雇用促進奨励金、土地減額貸付及び埋蔵文化財発掘調査費補助金を交付します。

●企業等立地奨励金(限度額5千万円)

対象者	事業所を新設又は設備を増設する企業
操業形態	新規操業又は増設
交付要件	①土地を除く投資額1千万円以上 ②操業時(増設の場合は稼働時)に住民の新規常時雇用1人以上又は一定の要件を満たす事業者
優遇内容	(金額)固定資産税相当額の1/2 (交付期間)操業の翌年度から3年間

●雇用促進奨励金(上限10人)

対象者	土地を取得又は賃借した企業
操業形態	新規操業又は増設
交付要件	操業開始後3年目に、住民で6ヶ月以上勤務する新規常時雇用者が2人以上(増設は1人以上)
優遇内容	(金額)1人あたり50万円

●土地減額貸付

対象者	工業団地の土地を賃貸借して新規操業又は増設する企業		
	(A)	(B)	(C)
交付要件	①賃貸契約締結後2年以内に操業 ②分譲価格の3%相当の保証金の預託が必要 ③土地を除く投資額2千万円～1億円未満		
優遇内容	(賃貸借料)分譲価格の3.5% (貸付期間)10年以上20年未満(20年未満で契約のときは20年まで更新可)	③土地を除く投資額1億円～3億円未満 (賃貸借料)分譲価格の2.5%	③土地を除く投資額3億円以上 (賃貸借料)5年間無償以降分譲価格の1.5%

●埋蔵文化財発掘調査費補助金

対象者	伯耆町内で新設又は増設を行う企業
交付要件	①開発地域において埋蔵文化財発掘調査が必要となった場合 ②投下固定資産額3億円以上 ③補助金交付年度の翌年度の3年度以内に操業
優遇内容	発掘調査費全額負担 (ただし、投下固定資産額の3%相当額と2千万円のいずれか低い額を上限とする。)

●固定資産税の免除

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく課税免除	伯耆町全域
過疎地域自立促進特別措置法に基づく課税免除	溝口地域 (旧溝口町の地域)

※上記免除制度は各制度とも該当要件、対象期間が異なります。

特記事項

- 制度の適用を受けるためには、伯耆町の指定事業者指定される必要があります。
- 制度の適用は、1指定事業者につき、それぞれ1回限りです。
- 固定資産税免除制度は上記と異なる要件となります。

問合せ先

伯耆町 企画課経営企画室 TEL:0859-68-4212

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

経営改善のため金融機関から融資の実行を受けた町内の小規模事業者に対し、事業者の負担軽減及び経営安定を図るため、利子補給補助金を交付します。

補助対象経費	平成27年4月1日以降に金融機関から実行を受けた次に定める融資に係る利子額 (1)小規模事業者経営改善資金融資制度要綱(昭和48年中小企業庁第1154号)に基づき、伯耆町商工会から推薦を受け、日本政策金融公庫が行う融資 (2)生活衛生関係営業経営改善資金融資制度要綱(平成20年厚生労働省健康発第1001001号)に基づき、鳥取県生活衛生営業指導センターの推薦を受け、日本政策金融公庫が行う融資 (3)(1)及び(2)の融資に準じた利用目的で公庫以外の金融機関が行う融資について、町長が特に必要と認めるもの
補助対象期間	納付を開始した月から起算し36月上限
補助内容	毎年1月1日から12月31日までに金融機関に納付した利子額(下記対象外のものを除く。)の2分の1以内 ※100円未満の端数は切り捨て
申込	当該年度中の最初の納付を行ったとき、伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金申請書(様式第1号)に必要書類を添えて伯耆町産業課商工観光室へ提出
備考	次に該当する場合は補助対象外とする (1)遅延に伴って生じた利子 (2)町が他の制度により利子補給を行うもの又は町の預託により利率が低減されている融資の利子 (3)当初借入れから3年以内に借り換えを行った融資の利子 (4)鳥取県中小企業小口融資実施要領第4条に定められる通常利率と保証利率の料金区分①の率を合計した率以上の利率の融資の利子

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業(リノベーション事業補助金)

施策概要

新たに町内の空き家や空き店舗などを利用して、創業を目指す方に店舗改装等に係る経費の補助を行います。

補助対象事業	創業等のため、商工会などの支援機関又は金融機関の支援を受け、創業計画又は事業計画これらに類する計画書を作成し、創業等の事業者として認定を受けた者
補助内容	・補助率1/2以内 ・上限100万円
補助対象経費	創業等のための空家等の改築、改装に係る経費
備考	■提出書類 ・事業計画書(目標設定が必要)又は同様な項目のある企画書 ・その他町長が定める書類 ■補助事業完了時に目標達成状況がわかる書類を提出すること。

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業(競争力強化支援事業補助金)

施策概要

商品・サービスの改良、パッケージデザイン等の開発、商品・サービスの信頼性や安全性の向上に寄与するソフト事業など競争力強化に要する経費の補助を行います。

補助対象事業	特産品等開発支援事業補助金の対象になり得る商品・サービスに関する改良・汎用化、特許又は各種認証取得、コンテスト参加、アフターサービス制度の創設、パッケージデザイン及びパッケージの開発、商品・サービスの信頼性や安全性の向上に寄与するソフト事業、その他競争力の強化に要する経費の一部を補助
補助内容	■補助率1/2以内 ■上限25万円 ■下限2万円
補助対象経費	商品・サービスの競争力強化に関係すると町長が認めた経費(食糧費を除く)
備考	■提出書類 ・事業計画書(目標設定が必要)又は同様な項目のある企画書 ・その他町長が定める書類 ■補助事業完了時に目標達成状況がわかる書類を提出すること。

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業(国・県等制度利用支援事業補助金)

施策概要

国・県等の公的機関の補助制度を利用して、起業・創業・新分野進出、商品開発、販路拡大、人材育成等を行う場合の経費を補助します。

補助対象事業	国・県等の公的機関の補助制度を利用して、起業・創業、新分野進出、商品開発、販路開拓、人材育成等を行う町内の事業者で、その内容が町の産業振興に寄与できると認められる場合に、事業者負担額の一部を補助 (県の例: 県内企業海外チャレンジ支援事業、ものづくり基盤人材育成強化事業、知的財産・ベンチャー発掘支援事業、やる気のある企業支援事業、SOHOビジネスサポート事業、建設業新分野進出事業、とっとりオリジナル加工品づくり支援事業、その他町長が認める補助金制度)
補助内容	■補助率1/2以内 ■上限50万円/年 ■下限5万円/年 ■事業期間は国・県等の制度に準ずる
補助対象経費	国・県等の補助金の対象となる経費
備考	■提出書類 ・国・県等へ提出した補助申請書類の写し及び補助事業として認定されたことが分かる書類の写し ・国・県等が交付した交付決定通知書、交付確定通知書の写し ・その他町長が定める書類 ■次に該当する場合は補助対象外 ・国・県の補助率が70%以上の場合 ・補助対象事業者として町外の企業等が参加している場合

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業(市場開拓支援事業補助金)

施策概要

展示会、商談会、イベント等への出店、大都市圏での公告宣伝、インターネット販売などの販路拡大に要する経費の補助を行います。

補助対象事業	特産品等開発支援事業補助金の対象になり得る商品・サービスに関する展示会・商談会・イベント等への出店、大都市圏での広告宣伝、海外への販路開拓、インターネット販売等新たな販売方法の確立など販路拡大に要する経費の一部を補助
補助内容	■補助率1/2以内 ■上限25万円/年 ■下限2万円/年
補助対象経費	商品・サービスの市場開拓に関係すると町長が認めた経費(食糧費を除く)
備考	■提出書類 ・事業計画書(目標設定が必要)又は同様な項目のある企画書 ・その他町長が定める書類 ■事業完了時に、目標達成時状況が分かる書類及び消費者やバイヤー等の商品に関する評価調査報告書を提出すること

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業(人材育成支援事業補助金)

施策概要

研修講師招へい、先進地視察等人材育成に要する経費に補助します。

補助対象事業	研修講師招へい、先進地視察等人材育成に要する経費の一部
補助内容	■補助率1/2以内 ■上限5万円 ■下限1万円 ■最長2年度間支援
補助対象経費	研修講師招聘に係る経費、先進地視察等人材育成に関する町長が認めた経費(食糧費除く)
備考	■提出書類 ・事業計画書(目標設定が必要)又は同様な項目のある企画書 ・その他町長が定める書類 ■補助事業完了時に目標達成状況がわかる書類を提出すること

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業(特産品等開発支援事業補助金)

施策概要

新たな技術を利用した商品・サービス、伯耆町特有の資源を利用した商品・サービス、伯耆町のイメージアップが期待される商品・サービス等の開発に要する経費の補助を行います。

補助対象事業	町内で生産・製造を予定する商品で 「他に類例のない独自の商品」 「新たな技術を利用した商品」 「既存のものよりも高機能又は高品質の商品」 「商品の主たる原材料が町内で生産されたものを使用した商品」 「町特有の資源を利用した商品」 「町のイメージアップや伯耆ブランドの確立に寄与することが期待される商品」 のいずれかに該当する商品の開発に要する経費の一部を補助 ※商品を、サービス又は技術と読み替えることも可 (市場開拓支援事業補助金、競争力強化支援事業補助金も同様)
補助内容	・補助率1/2以内 ・上限100万円/年 ・下限10万円/年 ・最長2年度間支援 (ただし2年度目は、初年度の目標を達成していること)
補助対象経費	商品・サービスの開発に関係すると町長が認めた経費(食糧費を除く) ※需用調査、テスト販売、パッケージデザイン等の経費は可
備考	■補助の決定に当っては次の提出書類と面談による審査を行う。 ・事業計画書(目標設定が必要)又は同様な項目のある企画書 ・過去2年間の経営状況が分かる書類 ・その他町長が定める書類 ■補助事業完了時に目標達成状況がわかる書類を提出すること。

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(起業・事業承継支援)

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で起業を予定する者に対し補助金を交付します。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 起業・事業承継した事業経営を補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択) 1) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。</p> <p>2) 起業・事業承継した事業において、補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額を見込む。</p>	<p>1)調査研究費</p> <p>2)製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3)建物の建築及び改修費</p> <p>4)構築物の設置及び改修費</p> <p>5)機械及び装置の購入費</p> <p>6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	左欄の補助対象経費の2分の1以内	2,000千円	100千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<http://www.town.nichinan.lg.jp/>

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(異業種参入支援)

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で異業種参入する者に対し補助金を交付します。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 参入した業種での事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択) 1) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。 2) 参入した業種において、補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額を見込む。</p>	<p>1) 調査研究費 2) 製品の販売拡大に係る経費 3) 建物の建築及び改修費 4) 構築物の設置及び改修費 5) 機械及び装置の購入費 6) 工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	左欄の補助対象経費の2分の1以内	500千円	100千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<http://www.town.nichinan.lg.jp/>

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(新製品開発支援)

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で新製品を開発する者に対し補助金を交付します。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 開発した新製品の製造等を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択) 1) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。 2) 当該新製品において、補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額を見込む。</p>	<p>1) 調査研究費 2) 製品の販売拡大に係る経費 3) 建物の建築及び改修費 4) 構築物の設置及び改修費 5) 機械及び装置の購入費 6) 工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	左欄の補助対象経費の2分の1以内	500千円	100千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<http://www.town.nichinan.lg.jp/>

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(経営改善支援)

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で経営改善をする者に対し補助金を交付します。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 現在の事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択) 1)補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額の増加を見込む。 2) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、事業の経営形態を個人経営から法人経営に変更する。</p>	<p>1)調査研究費</p> <p>2)製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3)建物の建築及び改修費</p> <p>4)構築物の設置及び改修費</p> <p>5)機械及び装置の購入費</p> <p>6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	左欄の補助対象経費の2分の1以内	1,000千円	100千円	千円 (端数切捨て)
			※1)、2)は上限500千円		

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<http://www.town.nichinan.lg.jp/>

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(事業承継経営強化支援)

施策概要

事業承継のためにかかった経費を補助金として交付します。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
○必須要件 鳥取県の「事業承継経営強化奨励金」の交付決定を受けていること。	事業承継を検討している町内中小企業が事業承継計画を策定したり、経営安定化・強化のために専門家コンサルタントを活用する経費。	左欄の補助対象経費の4分の1以内	100千円	20千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<http://www.town.nichinan.lg.jp/>

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(法改正支援)

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で法律等が改正され、新たに規制等が制定されたために施設・設備の設置又は改修にかかった経費を補助金として交付します。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
○必須要件 1)新たに制定された規制等に対応するための資産の導入又は改修等を行う。 2)現在の事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。	1)調査研究費 2)製品の販売拡大に係る経費 3)建物の建築及び改修費 4)構築物の設置及び改修費 5)機械及び装置の購入費 6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)	左欄の補助対象経費の2分の1以内	500千円	100千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<http://www.town.nichinan.lg.jp/>

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(副業・兼業人材活用支援)

施策概要

自社の抱える経営課題を「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」の支援を受け、専門知識を有する外部人材を活用し解決を図る事業者に必要な経費を支援する。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
○必須要件 1) 自社の抱える経営課題を「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」の支援を受け、専門知識を有する外部人材を活用し解決を図る事業者であり、3カ月以上雇用契約又は委託契約を締結すること。 2) 今後も継続して事業継続する意思のあるもの。	1) 「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」の支援を受け、専門知識を有する外部人材と雇用契約又は委託契約に係る費用。	左欄の補助対象経費の2分の1以内	300千円	7.5千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<http://www.town.nichinan.lg.jp/>

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(観光・インバウンド対策支援事業)

施策概要

観光客等を対象とした事業展開のために行う事業へ支援を行う。

対象者

下表に掲げる業種での事業を営む又は営む予定をする者で、次のいずれかに該当する者

- ①日南町内に事業拠点を置く事業者
- ②日南町内において補助事業実施年度の3月31日までに起業を予定する者

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 現在の事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択) 1)補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額の増加を見込む。 2) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。</p>	<p>1)調査研究費</p> <p>2)製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3)建物の建築及び改修費</p> <p>4)構築物の設置及び改修費</p> <p>5)機械及び装置の購入費</p> <p>6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	左欄の補助対象経費の2分の1以内	500千円	100千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<http://www.town.nichinan.lg.jp/>

名称

【日南町】日南町社員住宅改修費補助金

施策概要

町内の空き家などを従業員用の社宅として活用するために要する経費を補助します

補助対象事業	雇用促進を目的として、民間事業者が町内に社宅として新築、増改築に限らず住居を整備し従業員へ提供する事業。
補助対象経費	町内に事業所のある施工業者を利用し、事業者が所有している建物を増改築又は新築した場合や空き家を購入又は賃借し、建物を改修する経費。
補助額(補助率)	上限100万円 補助対象経費の2分の1以内 総工事費20万円以上 補助金額は1,000円未満を切り捨てとする
申込	工事着工までに日南町社員住宅改修費補助金交付申請書に必要書類を添えて日南町企画課まで提出。 工事着工後の申請は無効です。
備考	補助金の交付を受けた年度の属する年度から3年度にわたり、社員住宅への入居者名簿等の報告書が必要です。

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<http://www.town.nichinan.lg.jp/>

名称

【日南町】日南町小規模事業者経営改善資金利子補給金

施策概要

マル経融資を受けた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。

補助対象経費	平成29年4月1日から令和6年3月31日までの期間に納付した利子額。
補助対象期間	前条の期間内で、利子が発生した時から3年間を上限。
補助金の額	当該年度の1月1日から12月31日までに金融機関に納付した利子額(延滞に係るものを除く)の2分の1以内。但し100円未満は切り捨て。
申込	当該年度の1月末日までに、日南町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書に必要書類を添えて日南町商工会を經由し提出する。

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<http://www.town.nichinan.lg.jp/>

名称

【日南町】日南町企業立地奨励条例

施策概要

日南町内に工場又は事業所の新設又は増設等企業規模を拡大する者に対し奨励措置を行います。

区分	事業内容	奨励措置
第1 工場等の 新設又は 増設	(1)対象者(2) 投下資本額 5,000万円以上 常時雇用 3人以上 (2)対象者(2)のイからカ 投下資本額 2,000万円以上 常時雇用 2人以上 (3)増設による雇用拡大 上記(1)若しくは(2)に該当し、工場等の増 設により1年以内に既存従業員数を50%又 は3人以上増員する計画があること。	1) 新增設部分に係る固定資産税相当額の補助 金交付又は同税免除 2) 期間:同税が最初に賦課された年度から3カ 年間。ただし、町長が必要と認めた場合は2カ 年以内の範囲で延長する。
第2 工場用住 宅の新設	社宅に類する社有のもの	1) 住宅に係る固定資産税相当額の補助金交付 又は同税免除 2) 期間:同税が最初に賦課された年度から5カ 年間
第3 工場等の 土地取得	表第1の事業内容に該当し、土地取得後3年 以内に工場等の操業を開始するもの。 ただし、町内からの工場等の移転に伴う場合 を除く。	取得した土地の購入価格の補助金の交付 ただし、土地購入価格の50%以内、補助金上限 2,000万円
第4 工場等の 用地確保	表第1の事業内容に該当し、工場等の操業 開始以後の用地賃借料。 ただし、町内からの工場等の移転に伴う場合 を除く。	賃貸料の50%以内 5年間(上限年20万円以内)の補助金
第5 施設等の 貸与	設備投資額 1,000万円以上 常時雇用 3人以上	1) 町有にかかる工場建物及び土地を、期間と使 用料を定めて貸与する。 2) 貸与期間:20年以内とし更新することができる。 3) 使用料:土地原価、建物償却費などを考慮し て定める。
第6 公共施設 の便宜供 与	○公共水道 ○道路 ○下排水路 ○情報通信設備	○町水道よりの供給 ○工場用地までの進入道路新設 ○用地交渉等の協力 ○情報通信設備の整備

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<http://www.town.nichinan.lg.jp/>

名称

【日野町】日野町商品力魅力アップ支援事業

施策概要

商品の魅力アップを図ることや、新たな商品づくりを支援することで収益を向上することを目的に行う。

- ①商品の意匠、包装及びホームページその他の宣伝材料の改良等に要する経費の補助。
- ②新しい商品の開発に要する経費の補助。

対象事業

- ①商品の意匠法に規定する商品等のデザインの総体、商品を封入する袋、包装紙、箱等、インターネット上に展開するウェブサイト及びソーシャルネットワークサービス、商品の販売用促進印刷物並びに販売促進用配布物等の改良等。
- ②町内の商工業者及び農林業者等が生産、製造する新商品開発に係る外注費、原材料費、サンプル製作費、宣伝材料の製作費等。

補助内容

補助率 対象経費2/3以内。

補助額 ①上限20万円②上限50万円

補助金対象者 1年度中に1事業者に対し1回に限るものとする。

問合せ先

日野町役場 産業振興課
TEL:0859-72-2101
FAX:0859-72-1484

詳しくはこちら

<http://www.town.hino.tottori.jp/dd.aspx>

名称

【日野町】日野町小規模事業者経営改善資金利子補給金

施策概要

日野町商工会会長からの推薦を受け、マル経融資借り入れた町内事業者の当該融資に係る利子に対し、その一部を補給金として交付します。

対象経費

利子補給金の対象経費は、平成29年4月1日以降に納付した利子額。

対象期間

利子発生月から起算して36月を限度とする。

利子補給金の額

当該融資に係る支払った利子の合計額の2分の1に相当する額。
ただし、当該融資の元本の返済の遅延に伴って生じた利子の増額分は対象としない。

問合せ先

日野町役場 産業振興課
TEL:0859-72-2101
FAX:0859-72-1484

詳しくはこちら

<http://www.town.hino.tottori.jp/dd.aspx>

名称

【日野町】日野町創業等支援事業補助金（起業支援・異業種参入）

施策概要

日野町内において事業を営む又は営む予定の者で起業、異業種参入を予定する者に対し、補助金を交付します。

【対象業種】

大分類	中分類(対象業種)
1. 農業、林業	農業(植物工場(施設内で野菜等の育成に必要な環境を、照明や空調、溶液供給等により人工的に制御し、季節を問わず連続的に生産可能な栽培施設)において行われるものに限る。)
2. 製造業	全ての業種
3. 情報通信業	全ての業種
4. 卸売業、小売業	無店舗小売店を除く
5. 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
6. 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
7. 生活関連サービス業	娯楽業を除く(ただし、スポーツ施設提供業は対象とする)
8. 教育、学習支援業	全ての業種
9. 医療・福祉	全ての業種
10. サービス業 (他に分類されないもの)	自動車整備業、機械等修理業

上記1から10に定める対象業種であっても、次に定める業種は対象外とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条第1項各号に定める営業及び同法第2条第5項各号に規定する性風俗関連特殊営業、同法第2条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可若しくは届け出が必要な営業
(2) 易断所、観相業
(3) 競輪、競馬等の競走場、競技団
(4) 芸妓業、芸妓あっせん業
(5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
(6) 興信所(もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等行うものに限る。)
(7) 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものは除く。)

【事業内容】

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額	
			上限額	単位
○必須要件 起業した事業経営又は異業種参入した事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。	1) 調査研究費 2) 製品の販売拡大に係る経費 3) 建物の建築及び改修費 4) 構築物の設置及び改修費 5) 機械及び装置の購入費 6) 工具、器具及び備品の購入費	左欄の補助対象経費の2分の1以下	50万円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日野町役場 産業振興課
TEL:0859-72-2101
FAX:0859-72-1484

詳しくはこちら

<http://www.town.hino.tottori.jp/dd.aspx>

名称

【日野町】工場等の新增設を奨励

施策概要

日野町内に工場を新設または増設する企業に奨励金を交付します。

奨励金の額

当該工場に使用する固定資産に対して賦課された固定資産税の額を限度とする

交付期間

事業開始後3カ年を限度とする。

交付申請手続

奨励金の交付を受けようとするものは、事業開始の日から2ヶ月以内に次の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 工場の所在地
- (2) 主たる事務所又は営業所の所在地
- (3) 事業主体の名称(法人は定款及び登記簿本添付)及びその代表者
- (4) 事業計画の概要及び事業種目
- (5) 設備資金額
- (6) 常時使用する従業員数
- (7) 事業用土地建物の面積及び償却資産の種目数量
- (8) 事業開始の年月日

問合せ先

日野町役場 産業振興課
TEL:0859-72-2101
FAX:0859-72-1484

詳しくはこちら

<http://www.town.hino.tottori.jp/dd.aspx>

名称

【江府町】江府町チャレンジ支援事業補助金

施策概要

江府町内で起業、異業種参入、新規商品開発、事業承継、事業の改善等をしようとする事業者を支援するために補助金を交付します。

＜補助対象経費＞

調査研究、製品の販売拡大、建物の設置及び改修、機械及び装置の購入、工具・器具及び備品の購入、新製品の開発、特産品の開発、事業承継、経営革新等に係る経費

＜補助率＞

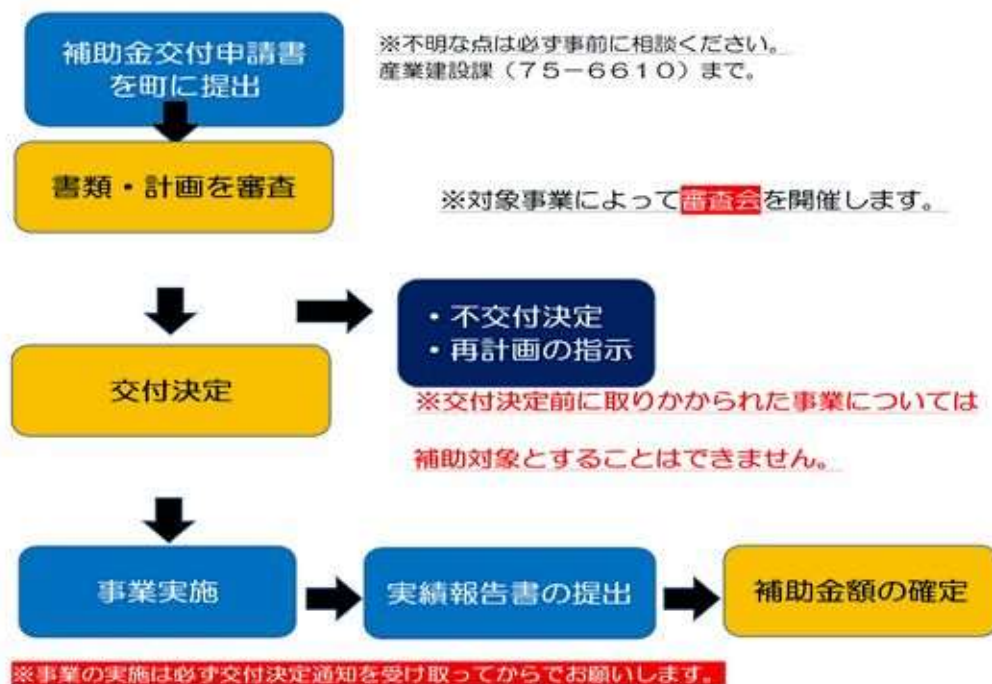
中小事業者 補助対象経費の1/2

小規模事業者 補助対象経費の2/3

＜補助金の額＞

上限30万円 下限額5万円（創業支援については上限50万円）

【補助金交付の流れ】



問合せ先

江府町産業建設課
TEL:0859-75-6610
FAX:0859-75-3455

詳しくはこちら

<https://www.town-kofu.jp/2/1/6/14-copy/e100/>

名称

【江府町】小規模事業者経営改善資金融資利子補給

施策概要

江府町商工会会長からの推薦を受け、マル経融資を借り入れた町内の業者の当該融資に係る利子に対し、その一部を補助金として交付します。

<対象経費>

利子補給金の対象経費は、平成27年4月1日以降に融資を受けた経費の利子額。

<対象期間>

原則、利子補給開始月の初日から起算して36月を限度とする。

<利子補給金の額>

株式会社日本政策金融公庫に納付した利子額の2分の1に相当(1,000円未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨て)する額。ただし、当該融資の元本の返済の遅延に伴って生じた利子の増額分は対象としない。

<交付申請>

必要な書類を添えて、江府町商工会を經由し町長へ提出するものとする。

問合せ先

江府町産業建設課
TEL:0859-75-6610 FAX:0859-75-3455

詳しくはこちら

<https://www.town-kofu.jp/2/1/6/14-copy/q173/>

名称

【江府町】江府町工場設置奨励条例

施策概要

江府町内に工場を新設し、又は事業中の既存工場を拡充し、若しくは休止工場で事業を開始するものに対し奨励金を交付します。

奨励金の額

当該工場(拡充の場合はその増加分)に対してその年度に賦課された固定資産税相当額を限度とする。

奨励金の交付期間

最初に固定資産税が賦課された年度から3年間とする。

申請手続き

奨励金の交付を受けようとする者は、事業開始又は拡充の日から1ヶ月以内に江府町工場設置奨励金交付申請書を町長に提出しなければならない。

問合せ先

江府町産業建設課
TEL:0859-75-6610 FAX:0859-75-3455

江府町ホームページ↓
<http://www.town-kofu.jp/>
(詳細は江府町工場設置奨励条例に掲載)

詳しくはこちら

http://www.town-kofu.jp/reiki/reiki_honbun/m039RG00000330.html#I000000000